電気通信大学大学院情報理工学研究科評議員候補者選出に関する申合せ

平成22年12月 8日 改正 平成28年11月18日

- 第1条 この申合せは、電気通信大学大学院情報理工学研究科評議員選考規程第4条に規定する評議員候補者の選出方法に関し、必要な事項を定めるものとする。
- 第2条 評議員候補者の選出のための選挙は、情報理工学域教授会の構成員(特任教員を除く。)による予備投票及び研究科教授会の構成員(特任教員を除く。)による本投票により行う。
- 第3条 予備投票は、情報理工学域教授会において、2人連記無記名により行う。
- 2 予備投票の結果は、選出する評議員数の2倍の順位までの得票多数の者(得票同数の 者があるときは、これを加える。)の氏名及び得票数を研究科教授会において公表する。
- 第4条 本投票は、研究科教授会において、予備投票の結果を参考に単記無記名により行う。
- 2 本投票の結果、上位の者を大学院情報理工学研究科から選出する評議員候補者とする。
- 3 得票同数の場合は、年長者を上位とする。
- 第5条 評議員の辞任又は退職等による欠員が生じた場合での評議員候補者の選出は、原 則として、その都度選挙を行わず、次の方法によるものとする。
 - (1) 本投票の結果から、選出する評議員数と同数の次点者を選出し、順位を付す。
 - (2) 次点者の順位の上位の者から評議員候補者とし補充する。
- 2 次点者としての資格を有する期間は、次の選挙が行われるまでとする。

附則

この申合せは、平成22年12月8日から施行する。

附目

この申合せは、平成28年11月24日から施行する。